

高等学校等就学支援金等

令和8年度予算額
(前年度予算額)

5,824億円
4,074億円

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,800億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円



文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

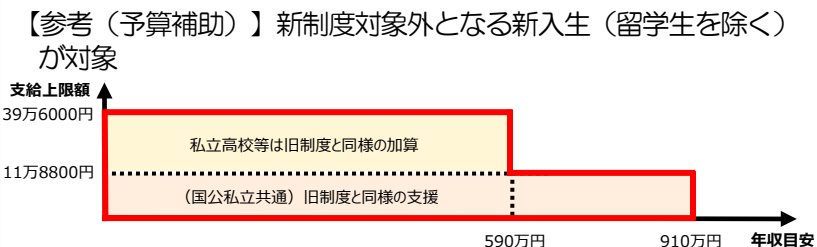
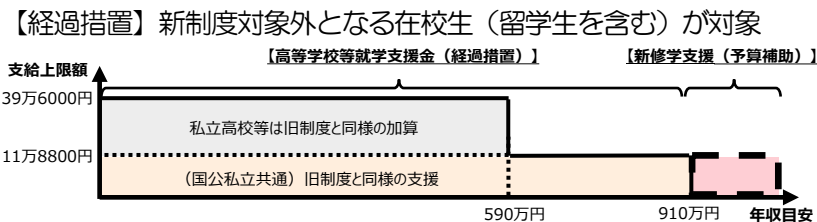
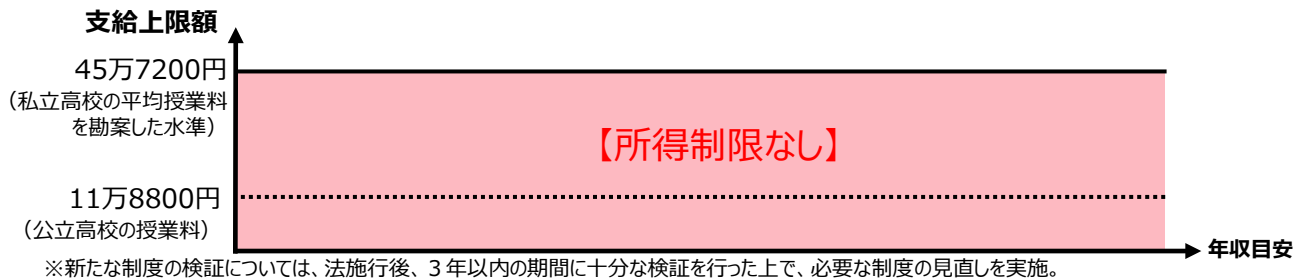
- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容 (事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～)

- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、いわゆる高校無償化については、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。

【新制度】 所得制限：なし
支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

- ※ 国立高校等についても、実質無償。
- ※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は 33万7200円。



新制度対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

(担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

高等学校等就学支援金・新制度における国籍・在留資格等に関する支給要件等

区分	該当例	在留期間	支援金の支給	(参考)
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	支給対象	
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者	無期限	支給対象	
③永住者等	永住者 法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	支給対象	
	日本人の配偶者等 日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年 又は6月		
	永住者の配偶者等 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年 又は6月		
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等）	5年、3年、1年 又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ●新制度対象外の在校生（留学生含む）には、旧制度の支援を継続。 ●新制度対象外の新入生（留学生除く）には、旧制度と同等の水準の予算措置を実施。
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	家族滞在のうち、「小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象	
⑥右記の在留資格により在留する者	<ul style="list-style-type: none"> ・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等	区分の内容に応じて15日から5年の期間	支給対象外	

※在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

いわゆる高校無償化の実現に向けた合意等①

●自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）（抄）

① いわゆる高校無償化

- ・「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。

●経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）（令和7年6月13日 閣議決定）（抄）

（質の高い公教育の再生）

いわゆる高校無償化、（略）については、これまで積み重ねてきた各般の議論^[249]に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

^[249]「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和6年12月27日文部科学省）等。

いわゆる高校無償化の実現に向けた合意等②

●三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日）（抄） 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム

1. 高等学校等就学支援金制度について

（1）外国籍生徒、外国人学校の扱い

- 現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。
- その上で、在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。

（2）支給上限額

- 就学支援金の支給上限額については、私立全日制は現行39.6万円を45.7万円とするとともに、私立通信制については、支給上限額を33.7万円とする。（略）

（3）いわゆる便乗値上げの防止

- 授業料の透明性等を確保するため、国において授業料等学納金に係る情報について、インターネット上で一元的に確認できる組みを整備する。
- 国において、私学助成を交付する場合の減額措置の基本的な考え方や規定例等を示し、都道府県に対して合理性のない便乗値上げを防止する仕組みの構築を促すこととし、こうした仕組みが整備されない都道府県に対しては、国からの私学助成に要する補助金を減額する。

（4）新たな制度の検証

- 国民の様々な意見や新たな制度の実施状況や先行自治体の取組の分析等を踏まえて、収入要件や外国籍生徒・外国人学校の扱い、支給上限額、いわゆる便乗値上げの抑制策の実施による影響、特に地方や公立高校への影響について、三党で検証の枠組みを設け、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを行う。（略）

2. 高校教育の振興を含む人材育成システムの改革 （略）

3. 三党合意の円滑な実施に向けた安定財源の確保等

- （略）税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、三党で責任をもって対応する。

いわゆる高校無償化の実現に向けた合意等③

三党合意に基づく

いわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について（令和7年12月18日）（抄）

自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム

1. 国と地方（都道府県）の役割分担の在り方及び負担割合について

- ・ 現行の高等学校等就学支援金制度については、高校教育に要する経済的負担を軽減することにより、高校教育の機会均等を実現することを目的として、所得制限を設け、経済的負担を軽減する必要がある者に受給資格を認める仕組みとなっており、国主導で10/10国負担により実施されてきた。
- ・ 令和8年度からの新たな就学支援金制度においては、高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。
- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有している。これらを踏まえれば、都道府県も高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、今般の拡充にあたり、1/4の都道府県負担を導入する。
- ・ あわせて、地方からは今般の高校無償化に伴う公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などを懸念する声があることを踏まえ、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日、自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）において合意された内容等に沿い、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、公立高校等の施設設備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設する。

2. 地方負担に関する対応について

- ・ 新たな就学支援金制度に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する

事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援する」とされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

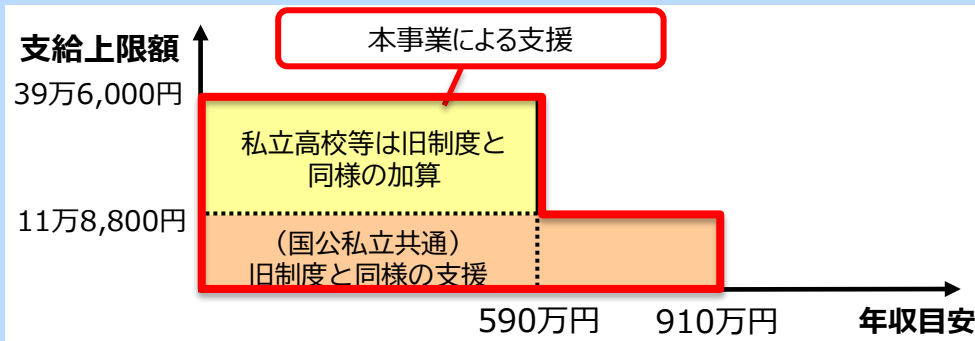
事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

① R8新入生対象

(就学支援金新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生除く

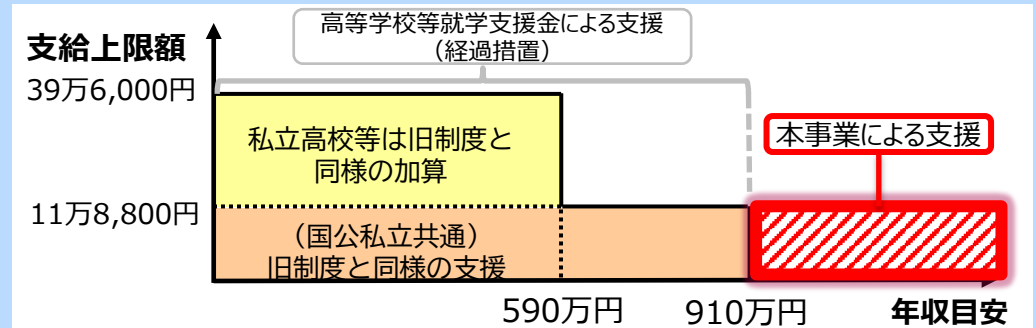
- ◆ 令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



② R8在校生対象

(就学支援金新制度対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生含む

- ◆ 令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（在校生。留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円/年の授業料に係る支援金を支給する場合



対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）
※国立高校等は国が事業を実施

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和8年度予算額 322億円
 (前年度予算額 152億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、令和7年10月の三党の合意を踏まえ、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

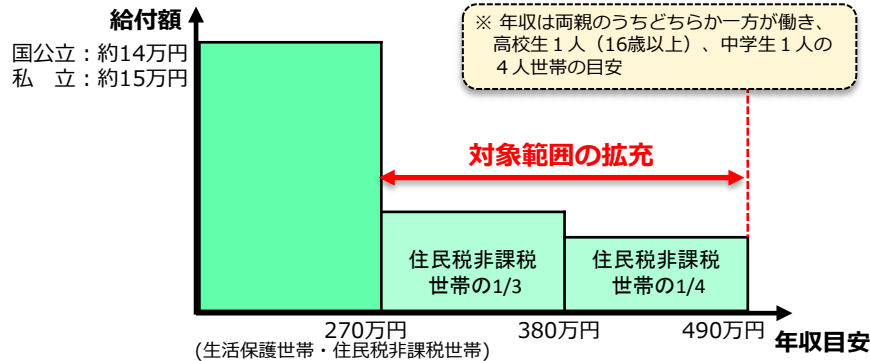
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

■ 三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（抜粋）

(3) 高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充

● 子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

<令和8年度 支援スキーム>



<令和8年度予算案 給付額>

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・住民税非課税世帯)		拡充部分				
			年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)		
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護世帯	32,300円	52,600円					
上記以外の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校
 ※旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯の支援のみ対象。

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。
 ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
 ※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

実施主体

都道府県

補助割合

国 1/2 都道府県 1/2

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和8年度予算額
(前年度予算額)

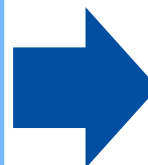
6億円
5億円)



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

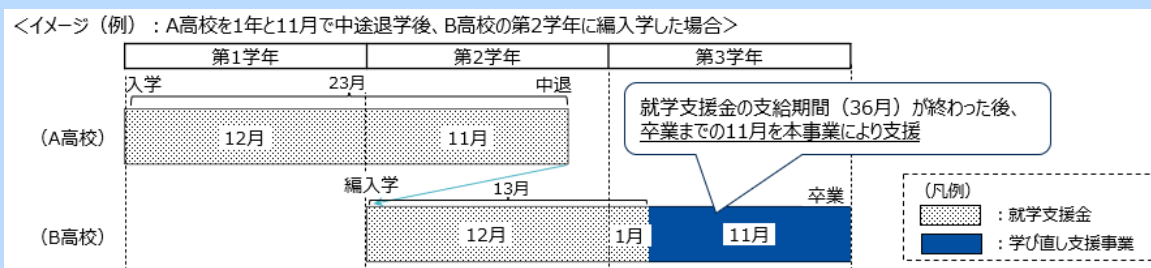


目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～【新制度】令和8年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。



① 就学支援金新制度対象者 (日本国籍・特別永住者等)

- ◆ 所得制限なし
- ◆ 337,200円/年を上限として支給

② 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人 学校の生徒（R8.4以降に新たに学び直し支援を受ける者(留学生除く)）

- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に、118,800円/年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円/年を上限として支給

③ 就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人 学校の生徒（R8.3末に学び直し支援を受けていた者(留学生含む)）

- ◆ 世帯年収に関わらず、118,800円/年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円/年を上限として支給

※主として定時制・通信制高校の学び直し支援2年目を想定。

対象校種

- ① 就学支援金新制度対象校
②・③ 旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

- ①については就学支援金新制度対象者、②・③については就学支援金新制度の対象外となる者
※いずれも高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者で就学支援金の在学期間の要件以外の受給資格を有する者

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

(担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

目標・目的

- 文部科学大臣が認定又は指定する在外教育施設の高等部に在学する生徒が授業料に充てるために必要とする経費を国が補助することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

※ 国の事業として直接実施

事業内容 (事業実施期間：平成26年度～)

- ◆ 日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも実施。

※ 補助対象期間は36月（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大12月延長して支給）

- ◆ 令和8年度予算案

- 令和8年度からの高等学校等就学支援金の拡充に合わせて、海外の日本人高校生への支援についても、所得制限を廃止し、支給上限額を45万7,200円に引き上げる。
- 高等学校等就学支援金制度との均衡を考慮し、日本国籍を有する者に加え、特別永住者及び永住者についても支給対象とする。

対象校

※ 対象となるのは、文部科学大臣の指定又は認定する以下の在外教育施設

上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、立教英国学院（英国）、帝京ロンドン学園（英国）、スイス公文学園（スイス）、慶応義塾ニューヨーク学院（米国）

実施主体

国

負担割合

国 10/10

高校等専攻科の生徒への修学支援

令和8年度予算額 6億円
(前年度予算額 5億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

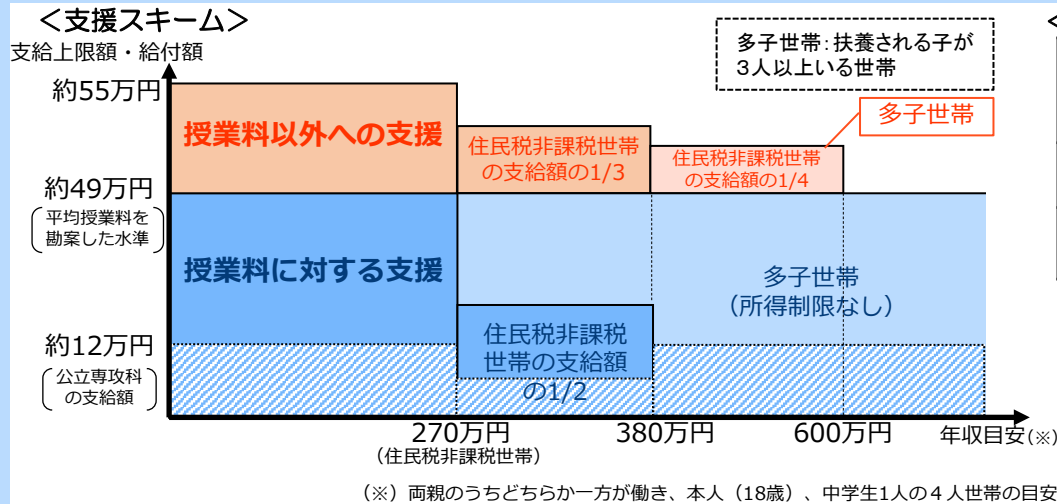
○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：令和2年度～）

◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯（家計が急変した世帯を含む）や多子世帯の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対してその経費の一部を補助。

◆ 令和8年度予算案

- **授業料への支援**：私立高校等の専攻科の支給上限額を**49万3,200円**（平均授業料を勘案した水準）に引き上げる。
- **授業料以外の教育費への支援**：① 年収270～600万円程度の世帯の給付額を引き上げる。
⇒ 年収270～380万円程度：住民税非課税世帯の1/5→**1/3** 年収380～600万円程度の多子世帯：住民税非課税世帯の1/5→**1/4**
- ② 国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

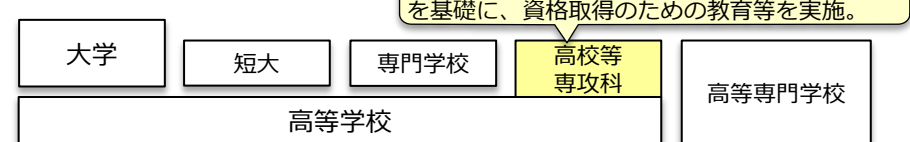


＜1人当たり支給上限額・給付額＞ (単位：円)

区分	年収270万円未満 (住民税非課税世帯)		年収270～380万円		多子世帯 (所得制限なし)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800	493,200 (+66,000)	59,400	246,600 (+33,000)	118,800	493,200 (+66,000)
授業料以外	50,500	52,100	16,830 (+6,730)	17,370 (+6,950)	※12,630 (+2,530)	※13,030 (+2,610)

※年収380～600万円程度世帯のみ対象

＜各教育機関の位置づけ＞



対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科
※授業料以外の教育費への支援においては、特別支援教育就学奨励費の対象となる特別支援学校の専攻科を除く。

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
※上記①～⑦のいずれにも該当しない者は、旧制度を適用。

補助対象経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

実施主体

都道府県

補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2
授業料以外の教育費：国 1/2、都道府県 1/2